

## コスト表記実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、印刷物、イベント及び公共工事について、事業実施に関するコストをよりわかりやすい形で表示していくこと（以下「コスト表記」という。）に関して必要な事項を定めることにより、町政運営の透明性のさらなる確保と住民及び職員の行政コスト意識の一層の向上を図ることを目的とする。

### (印刷物のコスト表記)

第2条 コスト表記の対象となる印刷物は、次に掲げる条件をいずれも満たす印刷物（広報誌、報告書、パンフレット、ポスター等）とする。

- (1) 一般住民に配布することを目的に作成するもので、外部に作成を発注するもの。
- (2) 町が発行するもの。
- (3) 無償配布のもの。

2 コスト表記の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作成部数及び一部あたりの単価（印刷費総額を印刷部数で除したものの。ただし、1円未満の端数は四捨五入することとする。）を印刷物の末尾など見やすい位置に表示すること。
  - (2) 企画、調査、デザイン、印刷などを一括して委託した場合においても、委託費総額を印刷部数で除したものを表示すること。（広告を掲載している場合等は町負担分を併せて表示すること。）
  - (3) コストに職員の人件費は含まないものとする。
- 3 コスト表記の表示例は、別表1のとおりとする。なお、この要綱の趣旨を踏まえつつ適宜創意工夫を加えることは可能とする。

### (イベントのコスト表記)

第3条 コスト表記の対象となるイベントは、次に掲げる条件をいずれも満たす、啓発、周知等を主たる目的として実施されるイベント（シンポジウム、フォーラム、フェア、キャンペーン、講演等）とする。ただし、イベントのコストについて計上あるいは確定できないもの（概算額（見込み額）を表示することが妥当なものを除く。）及びコスト表記をすることが事業の実施に著しく支障をきたすおそれのあるものについては、この限りでない。

- (1) 一般住民を対象に実施するもの。
  - (2) 町が主催しているもの。
- 2 コスト表記の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コスト表記の媒体は、イベントの事前告知を目的として作成されるチラシ、ポスター、パンフレット等やイベントの開催日に配布される資料又は案内看板等とする。また、必要に応じ、ホームページなどの活用にも努めること。
  - (2) 表示する内容は、チラシ、ポスター、パンフレット等の作成費、会場借上費、講師謝礼、イベント委託費その他のイベント等の開催に要する経費(以下「イベント経費」という。)の総額とする。ただし、1万円未満の端数は四捨五入することとする。
  - (3) コストに職員の人件費は含まないものとする。
  - (4) 第1号のコスト表記の媒体のうち、印刷物に係るものについては、第2条を適用しないものとする。
- 3 コスト表記の表示例は、別表2のとおりとする。なお、この要綱の趣旨を踏まえつつ適宜創意工夫を加えることは可能とする。

(公共工事のコスト表記)

第4条 コスト表記の対象となる公共工事は、次の条件のいずれも満たし、表記することが住民にとって公共工事のコストに関して理解が深まると判断できる工事とする。なお、実施にあたっては、この要綱の趣旨を踏まえ各担当課において詳細事項を定めることができるものとする。ただし、コスト表記をすることが事業の実施に著しく支障をきたすおそれのある場合や、住民の目に触れる機会が少なく、コスト表記の効果が期待されないと判断される場合については、この限りでない。

- (1) 工事請負費で実施するもの。
  - (2) 町が発注するもの。
- 2 コスト表記の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 工事請負費を「工事表示板」等に表記するものとする。また、全体事業費や、単位(延長、面積)当たり事業費など、より住民にコストに関して理解が深まると判断できるものについても行うものとする。ただし、1万円未満の端数は四捨五入することとする。
  - (2) 請負額は「当初契約額(消費税込み)」を記載することとし、工事契約の変更の都度、書き換えは行わないものとする。
  - (3) コストに職員の人件費は含まないものとする。
- 3 コスト表記の表示例は、別表3のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

表示例1（印刷のみ外部発注した場合） 「このパンフレットは 部作成し、一部あたりの単価は 円です。」
表示例2（広告を含む場合） 「このパンフレットは 部作成し、（広告費も含め、）一部あたりの単価は 円です。 （うち町負担は一部 円です）」
表示例3（企画から印刷まで全てを委託している場合） 「このパンフレットは企画から印刷まで全てを外注して、作成しております。」 （ 部作成、作成費用 円）
その他表記する必要があると考えられる項目については適宜追記すること。 (例)「このパンフレットは、障害者施設等で作成された印刷物であり、 部作成し、一部あたりの単価は 円です。」

別表2（第3条関係）

表示例1（単独開催の場合） 「このイベントの開催に要する経費は、 万円です。」
表示例2（共催の場合） 「このイベントの開催に要する経費は、 万円です。（うち町負担は 万円です）」
表示例3（概算表示の場合） 「このイベントの開催に要する経費は、概ね 万円の見込みです。」

別表3（第4条関係）

表示例1（工事請負費の場合） 「請負額 万円」
表示例2（事業費の場合） 「この事業にかかる経費は約 万円です。」
表示例3（単価表示の場合） 「この道路工事は1m当たり 万円です。」